

協定項目に係る協議事項調整内容

平成15年4月24日

第3回大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第6号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	議員の定数及び任期の取扱い	中項目	議員の定数及び任期の取扱い	小項目	議員の定数及び任期の取扱い
協議の結果					

項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							備 考
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
議員の定数 ()は現員数	18人(18)	12人(12)	16人(15)	12人(12)	14人(13)	12人(11)	14人(13)	計98名(94名)
議員の任期	15年2月22日から 19年2月21日まで	16年 1月 1日から 19年12月31日まで	16年 1月 1日から 19年12月31日まで	15年12月20日から 19年12月19日まで	14年 8月10日から 18年 8月 9日まで	15年 5月 1日から 19年 4月30日まで	16年 3月28日から 20年 3月27日まで	犬飼町議員定数(16年3月28日から12人)

区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。
2 任 期	一般選挙の日から4年(地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年(地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議を定める期間
3 定 数 (H15.1.1~適用)	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める (地方自治法第91条第1項) 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない <u>5 人口 5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人</u> (地方自治法第91条第2項) 人口は、官報で公示された最近の国勢調査人口または、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口(地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 合併後の人口が5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人 <u>2倍を超えない範囲 26人×2=52人以内</u> この特例による定数は、解散、総辞職によって議員が全てなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。	地方自治法第91条第2項の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員が全てなくなったときは、これに応じてその定数は91条第2項の規定にいたるまで減少する。 <u>大野郡5町2村議員数(現況 定数98名、現員数94名)</u>
4 選 挙 期 日	設置の日から50日以内(公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内(公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない
5 選挙すべき議員の数	定数に同じ	定数に同じ	
6 補欠選挙の適用	有	有	無

協 定 項 目	議 員 の 定 数 及 び 任 期 の 取 扱 い に つ い て
調整の具体的内容	<p>専門部会案(平成15年4月14日調整) 議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会を設置し、具体的に調査、検討する。</p> <p>幹事会案(平成15年4月17日調整) 議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会を設置し、具体的に調査、検討する。 小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。</p>

協議事項に係る参考資料

協定項目 第6号

大野郡5町2村合併協議会

1. 議会議員の定数及び任期の取扱い（基本的考え方）

議員の身分については、原則としては、「編入合併における編入する市町村」においては、市町村の法人格がそのまま存続するため、当該議員は失職せず、通常は手当の必要はありません。これに反して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、原則として当該議員は失職することとなります。

しかし、議会議員の身分に関する上記のような取扱いは、市町村の合併という特殊な事情を勘案すると合併後すぐには原則通りの定数によりがたい場合があります。例えば、地方自治法第91条第2項に定める議員の定数は、人口の増加に従い人口1人当たりの数が少なくなるように定められているため、合併関係市町村の議会議員の定数の合計数と比較すると、合併後の合併市町村の議会議員の定数は著しく少なくなることが予想されます。

【参考例】

人口2千人のA村と人口3千人のB町と人口6千人のC町が合併し、人口1万1千人のD町が設置された場合

A村議員定数...14人
 B町議員定数...14人 合計定数46人 D町議員定数22人
 C町議員定数...18人
 合併前と合併後では定数に24人の差が生じることとなる。

このため、合併特例法では市町村の自主的な合併を促進するために、激変緩和的な措置として、合併後の市町村議会議員の定数や在任に係る特例措置を定めており、以下にその概要を紹介します。

ア 新設合併 原則

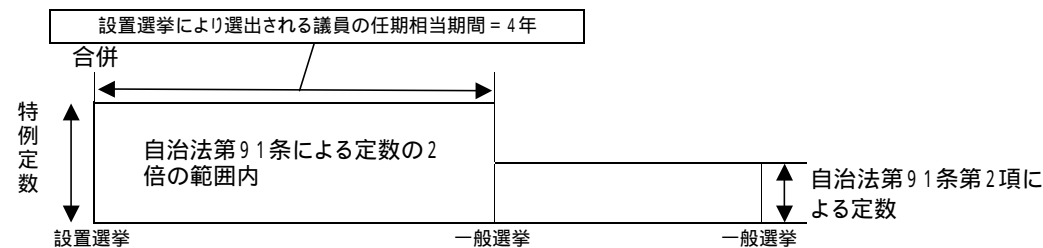
A町とB町を廃し、その区域をもって新たにC町を設置するような場合、原則としては、A町とB町の法人格は消滅することになり、新たに法人格をもったC町が地方自治法第91条第2項の規定により、合併市町村の人口に基づいて新定数を算定し、条例を制定する必要があり、A町とB町の議会の議員は全て失職することとなります。

この場合、市町村の設置の日から50日以内に、同法第91条第2項による合併市町村の人口に基づき算出された定数に基づき、新市町村の議会議員の選挙を行うこととなります。
 （公職選挙法第33条第3項、同法第117条）

これに対する合併特例法上の特例は、次の通りです。

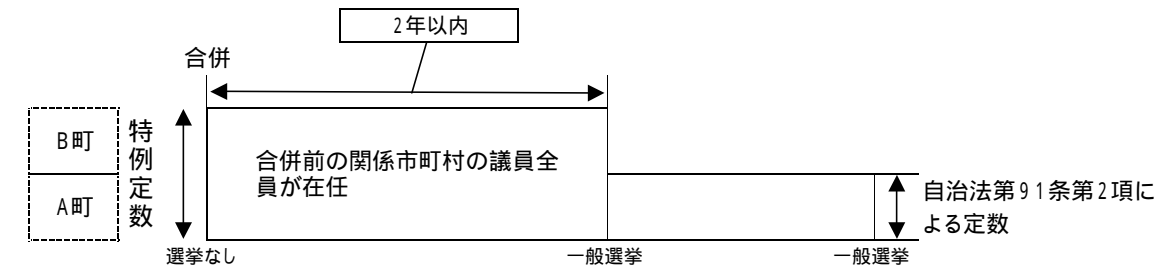
定数特例

設置選挙において、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第91条第2項に規定する定数の2倍まで定数を増加することができる（合併特例法第6条第1項）。



在任特例

合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任できる（合併特例法第7条第1項第1号）。

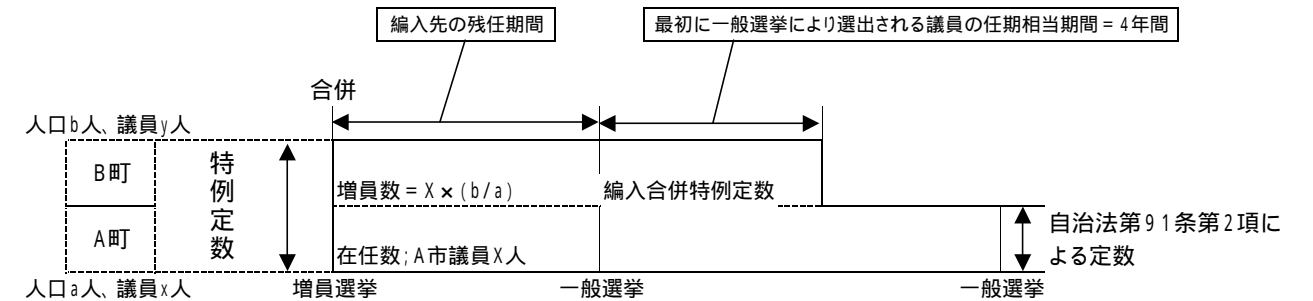


イ 編入合併 原則

D町を廃して、その区域をE町に編入するような場合、原則としては、E町のように編入する市町村の法人格は何ら影響を受けませんが、編入されるD町の法人格は消滅することから、D町の議会の議員は全て失職することとなります。この場合、合併後の合併市町村の議会議員の定数が、編入する合併関係市町村の議会議員の定数を上回る場合にのみ、その上回っている定数分について、増員選挙を行うことができます（地方自治法第91条第4項、公職選挙法第111条第3項、同法第113条第2項）。増員選挙で選出された議員の任期は、編入する合併関係市町村の他の議員と同じ任期となります。なお、この場合、公職選挙法第15条第6項により条例で選挙区を設けることが可能です。これに対する合併特例法上の特例は、次の通りです。

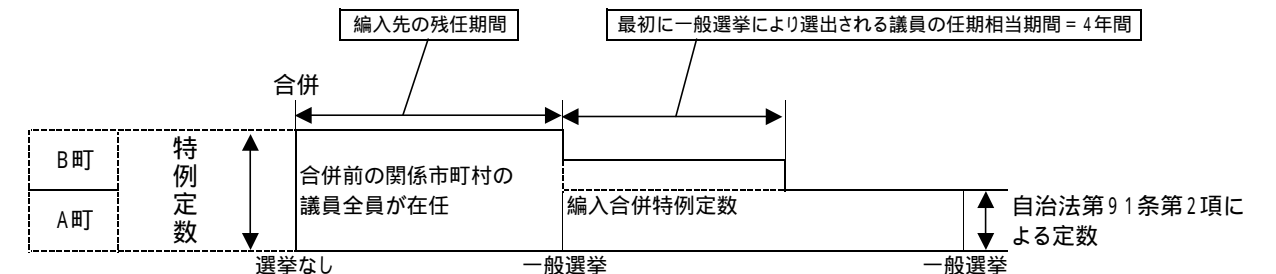
定数特例

合併後の増員選挙（旧市町村の区域で選挙区を設けて増員すること）において、編入合併特例定数を採ることができ（合併特例法第6条第2項）、さらに、増員選挙に続く最初の一般選挙（旧市町村の区域で選挙区を設けることが必要）においても、この特例定数を採ることができる（同法第6条第5項）。



在任特例

編入される合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する合併関係市町村の議会の議員の在任期間だけ在任でき（在任特例：合併特例法第7条第1項第2号）、さらに、合併後最初の一般選挙においても編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、編入合併特例定数で定数増を行うことができます（定数特例：同法第7条第3項）。



編入合併特例定数の増員数（端数は四捨五入、1未満は1とする。）

$$\text{増員数} = \text{編入する市町村の旧定数} \times (\text{編入される市町村の人口} \div \text{編入する市町村の人口})$$

協議事項に係る参考資料

協定項目 第6号

大野郡5町2村合併協議会

合併後の議員の取扱いについては、これまでの傾向としては、新設合併の場合は在任特例を利用する場合がほとんどですが、最近は定数特例と小選挙区制を併用している例も見られます。

編入合併の場合には様々なケースがあります。ただし、定数特例・在任特例を拡充した平成7年以降は全て在任特例を活用しています。特例を適用しない事例では、編入される市町村の議会議員全員を参与として位置付けた例もあります。なお、合併特例法は、市町村の議会の議員の退職年金に関する特例を定めており、関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしている」とみなされます（法第7条の2）。

【参考】

市町村の議会の議員の定数は、現行法では地方自治法第91条第2項の規定に基づき、人口を基準に算定されることとなっており、合併が行われた場合には、基本的にはこの原則に基づいて新しい市町村の人口を基準として定数が算定されることとなります。なお、地方分権推進一括法の改正（平成11年7月改正）により、平成15年1月1日からは人口による市町村の区分に応じ、法律で定められた数を超えない範囲で各市町村が条例により議員定数を定めることとされました。

市町村議会議員の定数

区分	現行人口区分（H15.1.1施行）	上限数
町村	人口2千人未満	12人
	人口2千人以上5千人未満	14人
	人口5千人以上1万人未満	18人
	人口1万人以上2万人未満	22人
	人口2万人以上	26人
市	人口5万人未満	26人
	人口5万人以上10万人未満	30人
	人口10万人以上20万人未満	34人
	人口20万人以上30万人未満	38人
	人口30万人以上50万人未満	46人
	人口50万人以上90万人未満	56人

新設合併の場合の市町村議会議員の条例定数の定め方

H15年1月1日施行の改正自治法上では、廃置分合により市町村が新設される場合、条例案を審議すべき議会自体が未成立であり、新設市町村により議員定数を定めることができないため、改正自治法第91条第7項～10項において、合併前に旧市町村で協議し、議決の上、告示しなければならないとされています。なお、この場合の告示された定数は条例により定められた定数と見なされます。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第6号

大野郡5町2村合併協議会

議会議員の定数及び任期に関する法令

H15.1.1～適用

【法令】

地方自治法

第91条 [市町村議会の議員の定数]

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。
2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一	人口2千未満の町村	12人
二	人口2千以上5千未満の町対	14人
三	人口5千以上1万未満の町村	18人
四	人口1万以上2万未満の町村	22人
五	人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
六	人口5万以上10万未満の市	30人
七	人口10万以上20万未満の市	34人
八	人口20万以上30万未満の市	38人
九	人口30万以上50万未満の市	46人
十	人口50万以上90万未満の市	56人
十一	人口90万以上の市人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)	

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の配置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該配置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村の協議により、(略)、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものと見なす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議決を経なければならない。

第93条 [任期]

普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

第254条 [人口の定義]

この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法

第15条1～5(略)

- 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。
- 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を考慮して合理的に行わなければならない。
- 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

第33条 [一般の選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙]

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項 市町村の設置の告示の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

市町村の合併の特例に関する法律

第6条 [議会の議員の定数に関する特例]

新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第254条に規定する人口によるものとする。以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下「旧定数」という)に multiplying 得た数(0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算出した数とする。

4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第4項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。)の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項(市町村の議会の議員の選挙区)」とあるのは、「第15条第6項(市町村の議会の議員の選挙区)若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項(編入合併の際の議会の議員の選挙区)」とする。

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

第7条 [議会の議員の在任に関する特例]

市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数にいたるまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に該当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第6号

大野郡5町2村合併協議会

【先進事例】

さぬき市 (H14.4.1)

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年2月間、引き続き新市の議会の議員として存在する。

あさぎり町 (H15.4.1)

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として存在する。

南アルプス市 (H15.4.1)

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年2月28日まで引き続き新市の議会の議員として存在する。

東かがわ市 (H15.4.1)

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年3月31日まで引き続き新市の議会議員として存在する。

東宇和・三瓶町合併協議会 (H16.3.31合併目標)

新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、31人とする。
新市においては、合併前のすべての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。31人の根拠は、法定定数26人+5人(旧町各1名)

明浜町の区域	4人
宇和町の区域	10人
野村町の区域	7人
城川町の区域	4人
三瓶町の区域	6人

参考		(人)
明浜町の人口	4,678	$26 \times 4,678 / 47,217 + 1 = 3.58$ (4)
宇和町の人口	17,550	$26 \times 17,550 / 47,217 + 1 = 10.66$ (10)
野村町の人口	11,093	$26 \times 11,093 / 47,217 + 1 = 7.11$ (7)
城川町の人口	4,835	$26 \times 4,835 / 47,217 + 1 = 3.66$ (4)
三瓶町の人口	9,061	$26 \times 9,061 / 47,217 + 1 = 5.99$ (6)
計	47,217	

佐伯市南海部郡合併協議会(15.3.26現在)

合併特例法第6条第1項の規定により定数特例を適用する。
総定数を40～44名の範囲内とする。最大44人の根拠 佐伯市22人=南海部郡22人
9市町村の各々の区域に選挙区を設ける。
選挙区における議員の定数は、佐伯市と南郡総数を同数とし最少定数を2名とする。
からに基づき、総定数及び選挙区における議員の定数について総務検討委員会に諮問する。

【町村議会議員報酬財政効果】

(単位:千円)

番号	適用区分	年間	10年間の額	10年間の削減可能額	備考
1	現況(98名)	415,715	4,157,150		
2	合併特例法適用なし(26名)	120,410	1,204,100	2,953,050	-
3	定数特例(26名*2=52名)	239,654	1,681,076	2,476,074	-
4	在任特例(1年 現況98名)		1,499,405	2,657,745	-
5	在任特例(2年 現況98名)		1,794,710	2,362,440	-

議員報酬については、15年4月1日現在の報酬額をベースとしている。(下表のとおり)

合併後の議員報酬額については、三重町の例を採用している。

10年間の額の計算方法について

定数特例については、26名*2倍、52名4年間、26名を6年間で試算している。(削減可能額 2,476,074千円)

在任特例1年については、1年間現況98名、9年間26名の定数で試算している。(削減可能額 2,657,745千円)

在任特例2年については、2年間現況98名、8年間26名の定数で試算している。(削減可能額 2,362,440千円)

各町村議員報酬(15.4.1現在)

町村名	議長	副議長	常任委員長	議員
三重町	312,000	274,000	267,000	264,000
清川村	272,000	233,000		224,000
緒方町	301,000	260,000		249,000
朝地町	278,000	244,000		233,000
大野町	296,000	257,000		248,000
千歳村	244,000	209,000		201,000
犬飼町	289,000	251,000		242,000

議会議員の定数及び任期に関する小委員会への付託事項及び委員構成

1. 目的

本小委員会は、大野郡5町2村が、新設合併することにより一般原則として7か町村の議会議員は、すべてその身分を失うことになる。しかし、町村の自主的な合併を推進するために議会議員の定数・在任について一般原則によらない特例措置が講じられている。(合併特例法第6条、7条)このことから、下記事項の調査、調整をするものとする。

2. 役割等

- (1) 議会議員定数及び任期については、
合併特例法を適用しない。
合併特例法第6条による。(定数に関する特例)
合併特例法第7条による。(在任に関する特例)

の場合

合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議員が失職し、地方自治法第91条第2項の区分に応じ定数を定め、50日以内の選挙となる。

の場合

合併関係町村の廃止と同時に当該町村の議員が失職し、地方自治法第91条第2項のの定数の2倍を超えない範囲(26名×2=52名以内)で定数を定め、50日以内の選挙となる。

の場合

合併後2年を超えない範囲で協議で定めた期間、引き続き合併町村の議員として存在することができる。

(2) その他必要事項

本委員会では、以上のようなことを踏まえて議会議員の定数及び任期を調査、調整し合併協議会に報告するものとする。

3. 委員構成

合併協議会小委員会規定により決定する。

参考(小委員会規程)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長が協議会の委員のうちから指名する。

2 前項の委員のほか、必要に応じて、協議会の協議により定めた者を委員として加えることができる。

4. 設置年月日 平成 年 月 日

大野郡5町2村合併協議会関係町村の首長・町村議会議員任期一覧

15.3.1法定協設立

15.4.1

16.4.1

17.4.1

合併特例法期限

【首長】

町村名	15年度(2003)	16年度(2004)	17年度(2005)	18年度(2006)	19年度(2007)	20年度(2008)
三重町	15.9.11					
清川村				18.2.7		
緒方町		17.3.4				
朝地町			17.5.10			
大野町						20.11.8
千歳村				18.2.11		
犬飼町				18.5.9		

【議員】

町村名	15年度(2003)	16年度(2004)	17年度(2005)	18年度(2006)	19年度(2007)	20年度(2008)
三重町				19.2.21		
清川村					19.12.31	
緒方町					19.12.31	
朝地町					19.12.19	
大野町				18.8.9		
千歳村					19.4.30	
犬飼町						20.3.27

大野郡5町2村合併協議会 協議事項確認内容

協定項目 第20号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	20. 慣行の取扱い	中項目	1. 慣行の取扱い
確認の内容			

1. 市町村章

新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当です。ただし、旧市町村の市町村章が当該地域において愛着が深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。

(例)

潮来市

…… 当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。

西東京市

…… 市章については新市において調整することとした。

2. 市町村の花、木、鳥、歌等

新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当です。ただし、旧市町村の花、木、鳥、歌等が当該地域において愛着が深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。

(例)

あきる野市

…… 新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

新潟市

…… 新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。

西東京市

…… 新市において調整することとした。

潮来市

…… 当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町の花・木・鳥を制定することとした。

3. 市町村の憲章、宣言

新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当です。ただし、旧市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着が深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。

(例)

新潟市

…… 新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。

潮来市

…… 当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町民憲章を制定することとした。

西東京市

…… 市民憲章、高齢者宣言、都市宣言については新市において調整することとした。

4. 市町村の行事

地域の伝統文化との結びつきが強い場合があり、その地域でしっかりと受け継いでいくべきものもある。一方、新市町村の一体性の確保という観点から、統一できるものはできるだけ早く統一することが必要です。

(例)

新潟市

…… 成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初め式は別途実施することとした。

さいたま市

…… 旧市のおどりについては、現行のとおりとした。

調整の具体的内容

1. 市章、市木、市花、憲章及び宣言等については、新市において新たに定める。

2. 慣例の各種行事については、原則として現行のとおりとするが、新市において調整する。

3. 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。

(平成15年4月14日 専門部会案)

1. 市章、市木、市花及び憲章等については、新市において速やかに定める。

2. 宣言については、現行の宣言を尊重し、新市において新たに定める。

3. 慣例の各種行事については、原則として現行のとおりとするが、新市において調整する。

4. 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。

(平成15年4月17日 幹事会案)

協議事項に係る参考資料

協定項目 第20号

大野郡5町2村合併協議会

小項目	大野郡5町2村の現況							
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
町村章								
(意味)	(昭和24年6月15日制定) 三重の町名を表現し、町の円満、平和、無限の発展を象徴するものである。 地色...あずき色、字色...白文字 (町旗の場合)	(昭和57年1月1日制定) 村章の周囲はきよかわむらの「き」を表現している。 村章の中心はきよかわむらの「川」を表現している。 地色...青、字色...白 (町旗の場合)	(昭和35年8月制定) オガタのオの字を図案化したもの。町の発展・団結・平和を象徴するものである。 地色...藍色、字色...白 (町旗の場合)	(昭和35年3月23日制定) 「ア」の字三字を組み合わせた図案で、町民のガッチリした協和団結と、伸びゆく農産を象徴します。 地色...緑、字色...黄色 (町旗の場合)	(昭和43年8月1日制定) 大野町の町章は、昭和43年8月1日に制定されたものです。漢字の「大」とひらがなの「の」の字をシンボリックにしたものです。「大」の字の三本に伸びる直線は町民の元気や活力を表し、「の」の字は、町民の和を表現しています。 地色...深緑、字色...白 (町旗の場合)	(昭和43年8月1日制定) 千歳の千の文字を図案化したもの。文字の最後の広がりは末広がり。円形にしたのは村民の融和を強調。千の文字は緑色で農作物の豊作を、地色の黄色は太陽を表し、千歳村発展の念願がこめられている。 地色...白、字色...黄色/緑 (町旗の場合)	(昭和30年3月制定) 犬飼町の頭文字(犬)の字を融和と団結で犬飼町の発展を象徴したものである。 地色...あずき色、字色...白 (町旗の場合)	
町村の花	ミツバツツジ (昭和49年1月制定)	御つつじ (昭和57年1月1日指定)	コスモス・ムクゲ (昭和60年8月1日指定)	しゃくなげ (昭和49年12月7日制定)	ぼたんさくら (昭和52年4月1日制定)	さつき (昭和58年10月1日制定)	つつじ (昭和60年4月指定)	
町村の木	ケヤキ (昭和49年1月制定)	クヌギ (昭和57年1月1日指定)	イチヨウ (昭和60年8月1日指定)	もみじ (昭和49年12月7日制定)	クヌギ (昭和52年4月1日制定)	クロガネモチ (昭和58年10月1日制定)	いちよう (昭和60年4月指定)	
町村の鳥	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
町村の歌	なし	なし	なし	なし	なし	千歳の歌	なし	
町村民憲章	三重町民憲章 (昭和50年1月1日制定) 豊かな自然と輝かしい歴史に恵まれたわたくしたち三重町民は、誇りと責任を感じ、さらによりよい町をつくるため、この町民憲章を定め誓ってこれをまもりまします。 1 からだをきたえ健康で明るい町をつくりまします。 1 教養を高め文化のかおる町をつくりまします。 1 勤労を愛し、くらし豊かな町をつくりまします。 1 自然をまもり清潔な住みよい町をつくりまします。 1 あたたかい心のかよう平和な町をつくりまします。	清川村民憲章 (昭和57年1月1日制定) 私たちは、美しい村の自然と共に、うるおいのある人間づくり、さらには村人が誇りを持ってこれから進むべき道を見出すために村民憲章を制定し、日々の生活の指針とします。 1 水と緑を大切に、美しい自然を守りまします。 2 健康で仕事にはげみ、平和な家庭を育てまします。 3 きまりを守り、礼儀正しく明るい社会を作りまします。 4 みんなの創意と協力で、豊かなくらしを伸ばします。 5 伝統を重んじ、若い力で郷土の文化を高めます。	町民憲章 (昭和60年8月1日制定) 私たちは、緒方五千石をはぐくんだ祖母・傾山山系の偉容を仰ぎ、悠々の自然とともに変転の世を生き抜くために、広く町民の意欲を結集し、町民憲章を制定して、日々の生活の指針とします。 1 町政の主催者として、民主的な明るい町づくりに努めます。 2 心身の健康を増進し、心の触れ合う町民となります。 3 資源を生かし働くことに誇りを持って、豊かな町をつくりまします。 4 生涯学習に努め、文化の香り高い町づくりにまい進します。 5 社会奉仕によって、美しく住みよいまちづくりに努めます。	町民憲章 (昭和59年11月3日制定) わたしの町 朝地は わたしの心 わたしの手でつくるもの 古いも 若きも みな手をつなぎ 誇りと責任をもって 1 広い視野で明日の産業を育てまします。 2 すぐれた伝統を守り高い文化を築きます。 3 気力に満ちた健康管理に励みます。 4 美しい自然を愛し環境浄化につとめます。 5 温かい家庭や心のやすらぐ町をつくりまします。	町民憲章 (昭和52年4月1日制定) 恵まれた自然と輝かしい歴史を誇るわたくしたち大野町民は、自覚と責任を感じ、さらによりよい町をつくるため、この町民憲章を定め誓ってこれを守りまします。 1 教養を高め教育文化の町をつくりまします。 1 心身をきたえ健康で明るい町をつくりまします。 1 勤労を尊びくらし豊かな町をつくりまします。 1 環境を浄化し清潔な住みよい町をつくりまします。 1 あたたかい心のかよう平和な町をつくりまします。	村民憲章 (平成9年10月28日制定) わたしたちの誓い 緑豊かな自然に囲まれ、人情あふれる千歳村に住む私たちは、明るく健康で住みよい村づくりを進めるため、ここに村民憲章を定め、これから実行していくことを誓います。 1 いつも笑顔と健やかさに満ちた、明るい村をつくりまします。 1 思いやりと助け合いを持てる、やさしい村をつくりまします。 1 働くことに喜びと誇りを持てる、たくましい村をつくりまします。 1 恵まれた緑を育てて自然を守る、美しい村をつくりまします。 1 お互いの対話でふれあいを持つ、あたたかい村をつくりまします。 1 いにしへの文化を未来へ伝え、豊かな千歳村をつくりまします。	犬飼町民の誓い (昭和60年4月制定) 清き流れの大野川によって古くから栄えた犬飼町に限りない愛着を持ち緑あふれる人情の町犬飼町をよりよくするために次のことを誓います。 1 感謝の気持ちを持ち礼儀を尊びむつまじき犬飼町をつくりまします。 2 働くことに喜びをもち産業をおこし活気ある犬飼町をつくりまします。 3 スポーツに親しみ健康で明るい犬飼町をつくりまします。 4 教養を高め文化のかおり高い犬飼町をつくりまします。 5 みんなで力をあわせ心のかよいあう平和な犬飼町をつくりまします。	
高齢者憲章	三重町高齢者憲章 (平成4年9月7日制定) 私たち三重町民は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者が、全ての人々に尊ばれ、敬愛され、共に幸せな暮らしができる社会の実現をめざして、この憲章を制定します。 1 私たちは、高齢者の心身の健康づくりに努めます。	清川村高齢者憲章 (平成2年10月1日制定) 1 私たちは、高齢者が自らの手で心身の健康保持に努めることをあらゆる場面で援助します。 2 私たちは、高齢者が多年にわたり地域社会に貢献してきたことに感謝し、その知識・経験に学び活かす場を広げます。						

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第20号

大野郡5町2村合併協議会

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況						
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町
高齢者憲章	<p>1 私たちは、高齢者を敬い、明るく潤いのある家庭をつくります。</p> <p>1 私たちは、高齢者とのふれあいの輪を広げ、親切で思いやりあふれる地域社会を作ります。</p> <p>1 私たちは、高齢者の知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。</p> <p>1 私たちは、高齢者の生きがいづくりを支え、安定した暮らしを築きます。</p>	<p>3 私たちは、高齢者が生涯をやすらかに暮らすための福祉施策を国と共に強力で推進します。</p> <p>4 私たちは、高齢者が楽しく充実した生活を送るためのよりどころとなる家庭をうるおいのあるものにします。</p> <p>5 私たちは、高齢者に対して尊敬と思いやりの心を持ち、共に生きるための地域社会をつくります。</p>					
宣言	<p>非核平和宣言町「みえまち」非核平和三重町宣言 (昭和59年7月24日)</p> <p>世界の恒久平和は、人類共通の願望である。しかるに、米、ソ超核大国による核兵器軍事拡大競争は、ますます激化し、世界の平和と安全に重大な脅威と危機をもたらしている。わが国は、世界唯一の核被爆国として、広島、長崎の惨禍を再び繰り返しては成らないと訴えるものである。</p> <p>三重町は、平和憲法の精神のっとり「非核三原則」を将来とともに遵守し、あらゆる国の、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、世界の恒久平和達成をめざすものである。</p> <p>ここに三重町は「非核平和町」の宣言を行うものである。</p> <p style="text-align: center;">ゆとり宣言 (平成2年3月19日)</p>	<p>非核平和の村宣言 (平成2年10月1日)</p> <p>世界の恒久平和は、人類共通の願望であるにもかかわらず、米、ソをはじめとする諸国には、人類はあるが、地球そのものさえ破壊に導くほどの核兵器が存在している。</p> <p>日本は、世界唯一の核被爆国として、ヒロシマ、ナガサキの惨禍を再び繰り返さないため、世界に向かって、核兵器廃絶と平和の尊さを訴える、崇高な使命をおびている。</p> <p>近年、世界は軍縮にむけて動きはじめた。</p> <p>私たちは、これを歓迎し、一層確実なものになることを強く希求する。</p> <p>清川村は、日本が平和憲法の精神のっとり「非核三原則」を将来とも遵守し、あらゆる国の、あらゆる核兵器の完全撤廃と軍縮が実現され、世界の恒久平和が達成されるように努力する。</p> <p>ここに清川村が「非核平和の村」であることを、内外にむけて宣言する。</p> <p style="text-align: center;">ゆとり宣言 (平成2年7月4日)</p> <p style="text-align: center;">コメ市場開放阻止宣言の街 (平成4年7月1日)</p>	<p>緒方町非核平和都市宣言 (昭和60年12月24日)</p> <p>核兵器の廃絶と平和の願いは、今や全人類の声となっています。</p> <p>世界の平和と安全、人類の幸せはみんなの願いです。今、アメリカ、ソ連を中心とした原爆、水爆の軍拡競争は、原爆や水爆を使う戦争がいつ起こるかも知れないという恐怖をみんなにあたえています。</p> <p>我国は世界唯一の被爆国であります。</p> <p>私たちは、実際に原爆を落された国民として、世界のみんなに非核三原則（核兵器を持たず、作らず、持ちこませず）を固く守ることと全部の核兵器の全面撤廃を訴え、人類生存恒久平和に向けてみんなで努力する決意を表明し、ここに非核、平和都市を宣言します。</p> <p>1 この区域内では、核兵器の生産・貯蔵・配備を認めない。</p> <p>2 この区域内では、いかなる軍事行動、軍事演習も許さない。</p> <p>3 軍事用途以外の核物質は、議会および自治体の許可なしには、この区域内を通過させない。</p> <p>4 核保有国に対し、核兵器の使用禁止と廃絶を町あげて全世界に向かって訴える。</p> <p>5 この決議を自治体は遵守し住民への徹底をはかる。</p> <p style="text-align: center;">ゆとり宣言 (平成2年6月29日)</p>	<p>非核平和朝地町宣言 (昭和62年3月20日)</p> <p>世界の恒久平和は、人類共通の願望である。</p> <p>しかるに、米ソ超核大国による、核兵器軍事拡大競争は、益々激化し、世界の平和と安全に重大な脅威と危機をもたらしている。</p> <p>わが国は世界唯一の核被爆国として、広島・長崎の惨禍を再び繰り返してはならないと訴えるものである。</p> <p>朝地町は、平和憲法の精神のっとり、「非核三原則」を将来ともに遵守し、あらゆる国の、あらゆる核兵器の廃絶を世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、世界の恒久平和達成をめざすものである。</p> <p>ここに朝地町は「非核平和町」の宣言を行うものである。</p> <p style="text-align: center;">環境保全宣言 (平成4年12月22日)</p> <p style="text-align: center;">「部落差別撤廃」宣言 (平成5年12月22日)</p>	<p>人権尊重の町宣言 (平成4年11月17日)</p> <p>恵まれた自然と輝かしい歴史を誇るわたしたち大野町民は、自由と平等を願い健康で豊かな生活を求めています。</p> <p>わたしたちは、一人ひとりの基本的人権が保障された住みよい大野町をめざし、たゆまない努力を続けるため「人権尊重の町」を宣言します。</p> <p style="text-align: center;">非核平和大野町宣言 (昭和62年3月20日)</p> <p>世界の恒久的平和は、人類共通の願望である。</p> <p>しかるに、米ソ超核大国による、核兵器軍事拡大競争は、益々激化し、世界の平和と安全に重大な脅威と危機をもたらしている。</p> <p>わが国は世界唯一の核被爆国として、広島・長崎の惨禍を再び繰り返してはならないと訴えるものである。</p> <p>大野町は、平和憲法の精神のっとり、「非核三原則」を将来ともに遵守し、あらゆる国の、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、世界の恒久平和達成をめざすものである。</p> <p>ここに大野町は「非核平和町」の宣言を行うものである。</p> <p style="text-align: center;">コメ市場開放阻止宣言の街 (平成4年3月21日)</p>	<p>非核・平和の村宣言 (平成6年3月17日)</p> <p>世界の平和と安全、人類のしあわせはみんなのねがいです。</p> <p>私達は実際に原爆を落とされた国民として、世界のみんなに非核三原則(持たず、つくらず、持ちこまず)を固く守ることと、核兵器の全面廃絶を訴え、人類生存、恒久平和にむけて、みんなで努力する決意を表明し、ここに非核・平和の村を宣言します。</p> <p>1 千歳村において、核兵器の生産・貯蔵・配備は認めません。</p> <p>2 千歳村において、核兵器及び軍用途の核物質の通貨は認めません。</p> <p>3 軍事用途以外の核物質は、千歳村及び議会の許可なしには千歳村を通過できません。</p> <p>4 この決議を千歳村は遵守し、住民への徹底をはかります。</p> <p style="text-align: center;">ゆとり宣言 (平成3年9月19日)</p> <p style="text-align: center;">コメ市場開放阻止宣言の街 (平成4年3月19日)</p> <p style="text-align: center;">環境保全宣言 (平成5年3月19日)</p> <p style="text-align: center;">「部落差別撤廃」宣言 (平成10年9月17日)</p>	<p style="text-align: center;">ゆとり宣言 (平成2年7月3日)</p> <p>すべての国民が生活にゆとりをもち、充実した自由な時間とうるおいのある生活をおくることができるようにすることは、人間性豊かな社会の建設にとってきわめて重要です。</p> <p>しかし、わが国の労働時間の現状は、欧米諸国と比較して年間で200時間から500時間も長く、そのことが多くの勤労国民の「家庭の幸せ」づくり障害となり、豊かさが実感できない大きな要因となっています。</p> <p>大分県犬飼町議会は、ここに「ゆとり宣言」を行い、すべての国民が週に2日は仕事の手を休み、ときどき長い休みを楽しみ、日に団らんのある暮らしがおくれるよう、労働時間の短縮、生活環境の整備等、条件整備に全力をつくします。</p> <p style="text-align: center;">非核地域宣言 (昭和59年9月28日)</p> <p style="text-align: center;">「部落差別撤廃」宣言 (平成10年9月17日)</p> <p style="text-align: center;">コメ市場開放阻止宣言の街宣言 (平成5年12月22日)</p> <p style="text-align: center;">交通安全町の宣言 (昭和38年3月19日)</p> <p style="text-align: center;">シートベルト着用モデル町宣言 (平成13年3月19日)</p> <p style="text-align: center;">シートベルト着用宣言の町 (平成14年3月8日)</p>
行事	<p>三重町ふるさと祭り 盆踊り大会</p>	<p>互礼会 清川村ふるさと振興祭</p>	<p>互礼会</p>	<p>互礼会 朝地町ふるさと祭り</p>	<p>互礼会 ふれあい大野夢フェスタ</p>	<p>互礼会 千歳村ふるさと振興祭</p>	<p>互礼会 犬飼町ふるさと祭り</p>
<p>慣行の取り扱いについては、町村実施主体もののみを取りあげる。</p> <p>観光・スポーツレク等については、それぞれ産業部会、文教部会等で協議、調整するものとする。また、成人式、金婚式等については、それぞれ文教部会（青少年健全育成）、民生部会（高齢者福祉）で取り扱うものとする。</p> <p>よって「慣行の取扱い」で協議、調整する行事については、まちづくりの一貫として地域コミュニティを醸成する『ふるさと振興祭』、『互礼会』、『盆踊り』等とする。</p>							

協議事項に係る参考資料

協定項目 第20号

大野郡5町2村合併協議会

各町村の主な行事

三 重 町 (三重町ホームページによる)	清 川 村 (担当者の報告による)	緒 方 町 (緒方町ホームページによる)	朝 地 町 (担当者の報告による)	大 野 町 (担当者の報告による)	千 歳 村 (担当者の報告による)	犬 飼 町 (担当者の報告による)
三重町さくらロードレース 真名野長者まつり 傾山山開き 名水白山川ホタル祭り 大辻山頂祭、大辻公園アジサイ鑑賞祭 名水しぶきあげ大会 花火・盆踊り大会 菅生石仏火祭り 三重町観月祭 三重町ふるさと祭り 内山観音千日祭り	村互礼会(1月) 御嶽流神楽大会(4月第1日曜日) きよ川川あそびフェスタ (7月最終日曜日) 成人式(8月16日) 供養盆踊り大会(8月16日) 村民体育祭(10月第1日曜日) ふるさと振興祭(11月第1日曜日) きよかわ彩宝生寺の秋 (11月第2週末)	チューリップフェスタ 傾山山開き 祖母山山開き 滞泊峡ポートハイキング ふるさとライトアップ 小松明(こだい)火祭り 五千石祭 祖母山麓「紅葉まつり」 さとも交流会 緒方三社川越祭り	消防特別点検 神角寺観光しゃくなげ祭り(4月) 普光寺観光あじさい祭り(6月) こんばんはソフトボール大会(7月) 朝地町盆踊り大会(8月) 隣保班対抗ミニバレー大会(9月) 町民体育祭(10月) 用作観光もみじ祭り(11月) 普光寺用作もみじマラソン大会 (11月) 朝地町ふるさと祭り(11月) 朝地町駅伝大会(12月)	どんど焼き しだはらダム桜マラソン大会 ぼたん桜祭り 42.195キロ歩こう大会 ふるさと体験村夏祭り しだはら湖面火まつり 雪舟祭り ふれあい大野夢フェスタ	村民体育祭 大野川子どもふれあいどんこ釣り大会 大会 千歳村夏祭り 千歳村ふるさと振興祭 ひょうたん祭り	定例駐在委員会 犬飼名物どんこ釣り大会 納税表彰式 道路愛護月間 犬飼町畜産品評会 成人式 豊後犬飼大野川フェスティバル 町敬老会 町民体育大会 金婚式
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
三重町ふるさと祭り 盆踊り大会	互礼会 清川村ふるさと振興祭	互礼会	互礼会 朝地町ふるさと祭り	互礼会 ふれあい大野夢フェスタ	互礼会 千歳村ふるさと振興祭	互礼会 犬飼町ふるさと祭り

定義

慣行の取り扱いについては、町村実施主体もののみを取りあげる。

観光・スポーツレク等については、それぞれ産業部会、文教部会等で協議、調整するものとする。
 また、成人式、金婚式等については、それぞれ文教部会(青少年健全育成)、民生部会(高齢者福祉)で取り扱うものとする。

よって「慣行の取扱い」で協議、調整する行事については、まちづくりの一貫として地域コミュニティを醸成する『ふるさと振興祭』、『互礼会』、『盆踊り』等とする。

町村別の関係例規一覧表

三重町	清川村	緒方町	朝地町
<p>三重町表彰条例 平成34年10月制定</p> <p>表彰の範囲及び基準</p> <p>(1) 自己の危難をかえりみないで、人命を救助した者</p> <p>(2) 災害の発生に際し、有効適切な行為によりその被害を最小限度に止めた者</p> <p>(3) 善行が著しく、特に町民の模範となる者</p> <p>(4) 社会、民生事業など社会福祉の向上に貢献し、特に功労が顕著な者</p> <p>(5) 社会公共の安寧秩序、治安の維持について特に功労が顕著な者</p> <p>(6) 実業に精励し、特に町民の模範となる者</p> <p>(7) 有益な研究、考案、発明又は改良をし、特にその功績が顕著な者</p> <p>(8) 教育、学芸、文化、体育若しくは産業等の発展に貢献し、特にその功績が顕著な者</p> <p>(9) 町長の職にあつた者</p> <p>(10) 8年以上町議会議員の職にあつた者</p> <p>(11) 8年以上助役又は収入役の職にあつた者</p> <p>(12) 12年以上教育委員会委員、農業委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員(議会選出の委員を除く。)、固定資産評価委員又は固定資産評価審査委員会委員及び、その他その就任につき公選又は議会の選挙若しくは同意を必要とする職にあつた者</p> <p>(13) 10年以上駐在員又はその他公共的団体の代表者等の職にあつた者</p> <p>(14) 10年以上民生委員、その他法令又は条例等に基づき選任された審議会等の委員の職にあつた者</p> <p>(15) 30年以上町の職員、その他これに準ずる者として職務に精励し、特に功績顕著な者</p> <p>(16) 町の公益のため、多額の私財を寄附した者</p> <p>(17) 前各号に定める者のほか、特に表彰することを必要と認めたる者</p> <p>表彰審議委員会</p> <p>表彰審議委員会は、町長、議会議長、議会副議長、議会の常任委員長、教育長、農業委員長、学識経験者1名をもって構成する。</p>	<p>清川村表彰条例 平成49年9月制定</p> <p>表彰の範囲及び基準</p> <p>(1) 人命救助</p> <p>(2) 社会民生事業など住民の福祉増進に貢献し、顕著な功労のあった者</p> <p>(3) 家事に精励し、特に他の模範となる者</p> <p>(4) 教育、学芸、文化、体育、衛生、消防、土木、産業等で村の振興並びに村民の利益増進に著しい功労のあった者</p> <p>(5) 公益のための私財を寄付し、その功績の著しい者</p> <p>(6) 満8年以上村長、助役又は収入役の職にあつた者</p> <p>(7) 満8年以上村議会議員の職にあつた者</p> <p>(8) 満8年以上教育委員、農業委員、選挙管理委員、監査委員又は民生委員の職にあつた者</p> <p>(9) 満4年以上、区長又は納税組合長の職にあつた者</p> <p>(10) 村の職員で事務に勉勵し、その功労の著しい者</p> <p>(11) その他特に表彰を必要と認めたる者</p> <p>表彰審査会</p> <p>審査会は、10人以内の委員を以て組織する。</p>	<p>緒方町功労者表彰規程 平成55年1月制定</p> <p>表彰の範囲及び基準</p> <p>(1) 自己の危難を顧みず人命を救助した者</p> <p>(2) 徳行の特に篤い者</p> <p>(3) 社会福祉事業等に貢献し、成績の著しい者</p> <p>(4) 社会公共の安寧、秩序の維持について功労の著しい者</p> <p>(5) 納税について特に功労の著しい者</p> <p>(6) 産業に精励して他の模範となる者</p> <p>(7) 学術技芸上の発明改良、著述、教育、衛生、学校病院等の建設、道路、河川、堤防、橋梁等の改築、田畑の開墾、森林の造成、水産の繁殖などについて公衆の利益を増進して成績の著しい者</p> <p>(8) 機械器具の発明改良又はその使用方法の改善等で公益を興した者</p> <p>(9) 町政運営に貢献し、その功績の著しい者及び町の職員であつて事務に勉勵し、その功績の著しい者</p> <p>(10) 公益のため私財を寄付し、その功績の著しい者</p> <p>(11) 職務に特に精励し、他の模範である者</p> <p>(12) その他特に功績の著しいもので町長が認めたるもの</p> <p>表彰審議会</p> <p>審議会は、助役(委員長)、町議会議長、議会総務常任委員会委員長、町教育委員長、農協代表、商工会長、森林組合代表、民生委員総務、駐在員会長、町婦連会長の職にあるものを充てる。</p>	<p>朝地町功労者表彰規程 平成6年9月制定</p> <p>表彰の範囲及び基準</p> <p>(1) 自己の危難を顧みず人命を救助した者</p> <p>(2) 善行が著しく、特に町民の模範となる者</p> <p>(3) 社会民生事業など住民の福祉増進に貢献し、顕著な功労のある者</p> <p>(4) 社会公共の安寧、秩序、治安の維持について功労著しい者</p> <p>(5) 実業に精励し、特に他の模範となる者</p> <p>(6) 教育、学芸、文化、体育、衛生、消防、防災、交通安全、土木事業、産業、技術上の発明並びに改良などの発達に貢献し、町の発展並びに町内公衆の利益増進に著しく功労のあった者</p> <p>(7) 町の自治運営に貢献し、その功績の著しい者</p> <p>(8) 公益のため私財を寄付し、その功績の著しい者</p> <p>(9) その他特に表彰を必要と認めたる者</p> <p>表彰審査会</p> <p>審査会は、助役(委員長)、収入役、教育長、各課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>朝地町名誉町民条例 昭和61年9月制定</p> <p>称号を贈る条件</p> <p>町民又は町に縁故の深い故人又は生存者で公共の福祉を増進し、又は学術、技芸の進展に寄与し、その他社会文化の興隆に貢献した功績卓絶で朝地町の誇りとして町民の尊敬を受ける者。</p> <p>特典及び待遇</p> <p>町長は、名誉町民に対し、議会の議決を経て、次の特典及び待遇を与えることができる。</p> <p>(1) 町の公の式典への参列</p> <p>(2) 死亡の際における公葬、その他相当の礼をもってする弔慰</p> <p>(3) 町税の減免並びに町の施設の使用に対する使用料及び手数料の免除</p> <p>(4) 年額10万円以内の終身年金の支給</p> <p>(5) その他町長が必要と認める特典及び待遇</p> <p>該当者</p> <p>朝倉文夫(彫刻家)</p>
<p>三重町民栄誉賞規則 昭和57年6月制定</p> <p>栄誉賞の授与</p> <p>(1) 篤行、善行などその行為が、広く賞賛を浴び、または特に町民に明るい話題を提供するなど他の模範となる者</p> <p>(2) 社会事業等社会公共のために尽力し、町民福祉の向上に成果のあつた者</p> <p>(3) 社会公共の安寧の維持及び災害の防止について成果のあつた者</p> <p>(4) 産業の開発、振興に成果のあつた者</p> <p>(5) 教育、体育、学術、技芸等の分野において優れた成果を挙げた者</p> <p>(6) 発明、発見、改良など特に創意工夫をこらし、公益を興した者</p> <p>(7) 地域の振興発展に成果のあつた者</p> <p>(8) 人目につかない領域にあつて地道に精励努力し、その成果が著しい者</p> <p>(9) その他特に町長が適当と認める者</p>	<p>三重町技能者表彰規程 昭和63年9月制定</p> <p>表彰の基準</p> <p>(1) 技能功労賞</p> <p>ア 技能者として優れた技能で永年にわたり現に表彰に係る技能を要する職業に従事し、表彰に係る年度の11月1日現在の満年齢が50歳以上の者</p> <p>イ 技能を通じて後継者の育成または町の産業の発展に寄与した者</p> <p>ウ 他の技能者の模範と認められる者</p> <p>(2) 優秀技能賞</p> <p>ア 技能者として10年以上現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者、または町の産業の振興に寄与した者</p> <p>イ 優れた技能を有し、他の技能者の模範と認められる者</p> <p>技能者表彰審議会</p> <p>審議会は、助役(委員長)、企画振興課長、総務課長、農林振興課長、環境整備課長、水道課長の職にある者をもって充てる。</p>		

町村別の関係例規一覧表

大野郡5町2村合併協議会

大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
<p>大野町表彰条例 昭和48年10月制定</p> <p>表彰の範囲及び基準</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町政の運営及び発展に貢献し、その功績が著しい者 (2) 教育、学術、芸術及び体育等その他文化の発展に貢献し、功績が著しい者 (3) 産業の開発振興に貢献し、公益を増進させ、その功績が著しい者 (4) 社会民生事業等に貢献し、その功績が著しい者 (5) 社会道徳の高揚につくし、その徳行が町民の模範と認められる者 (6) 自己の危難を顧みず人命を救助した者 (7) 公益のため私財を寄付し、その功績が著しい者 (8) その他町長が特に表彰する必要があると認められる者 <p>表彰審議会</p> <p>審議会は、町議会議長、町議会副議長、町議会常任委員長、教育委員会教育長、農業委員会会長、学識経験者(3名)を町長が委嘱する。</p>	<p>千歳村表彰規程 昭和52年11月制定</p> <p>表彰の範囲及び基準</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己の危難も顧みず、人命を救助した者 (2) 孝子、節婦などで徳行の特に篤い者 (3) 社会、民生事業など住民の福祉増進に貢献し、顕著な功勞のあった者 (4) 社会公共の安寧、秩序治安の維持について功勞の著しい者 (5) 実業に精励し、特に他の模範となる者 (6) 産業、教育、文化、学芸、体育、衛生、消防、建設、技術上の発明並びに改良などの発達に貢献し、村の発展並びに公衆の利益の増進に著しく寄与した者 (7) 村政の運営に貢献し、その功績の著しい者又は村職員であって事務に精励し、その功績の著しい者 (8) 職務に特に精励し、他の模範である者 (9) 納税成績が特に良好で住民の模範となる者 (10) その他特に表彰を必要と認めた者 <p>表彰審議会</p> <p>審議委員会の委員は、村長がその都度任命し村長が委員長となる。</p>	<p>犬飼町表彰条例 昭和46年9月制定</p> <p>表彰の範囲及び基準</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己の危難も顧みず人命を救助した者 (2) 孝子、節婦などで徳行の特に篤い者 (3) 社会民生事業など住民の福祉増進に貢献し、顕著な功勞のある者 (4) 社会公共の安寧、秩序、治安の維持について功勞著しい者 (5) 実業に精励し、特に他の模範となる者 (6) 教育、学芸、文化、体育、衛生、消防、交通安全、土木事業、産業、技術上の発明並びに改良などの発達に貢献し、町の発展並びに町内公衆の利益増進に著しく功勞のあった者 (7) 町の自治運営に貢献し、その功績の著しい者又は町の職員で事務に精励し、その功勞の著しい者 (8) 公益のため私財を寄付し、その功績の著しい者 (9) その他特に表彰を必要と認めた者 <p>表彰審議委員会</p> <p>町長、議会議長、議会副議長、議会の常任委員長、教育長、農業委員会会長、区長会長、識見を有する者1名をもって構成する。</p>	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第20号

大野郡5町2村合併協議会

先進事例

さぬき市（H 14.4.1 合併）

1. 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。
2. 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整する。

東かがわ市（H 15.4.1 合併）

1. 市章、市民憲章、市木、市花、市歌、宣言及び各種行事等については、新市において調整する。
2. 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。

西東京市（H 13.1.21 合併）

1. 市章は新市において、調整する。
2. 市の木、花、鳥は、新市において、調整する。
3. 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

篠山市（H 11.4.1 合併）

1. 市章、市民憲章、市木、市花及び歌については、新市において新たに定めるものとする。
2. 宣言及び表彰については、新市において調整する。
3. 各町類似の事業等については、原則として新市において調整するものとする。
4. 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

南宇和合併協議会（H 16.10.1 合併予定）

新市において調整する。ただし、名誉町民等については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、合併時に調整する。

吉岐四町合併協議会

新市（町）において調整する。ただし、名誉町民については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については合併時に調整する。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会（H 15.4.1 合併）

1. 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。
2. 市民の歌、市民の踊りについては、新市において調整する。現在の伊自良村及び美山町の歌は、それぞれ地域の歌とし、現在の伊自良村及び美山町の踊りはそれぞれ地域の踊りとする。市のキャラクター及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。現在の伊自良村のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、伊自良地域のキャラクターマーク及びキャッチフレーズとする。共同声明については、新市において調整する。